

令和5年度小学校高学年に対する非行防止・犯罪被害防止教室実施要領

1 趣旨

令和4年の大阪府内における刑法犯少年の検挙・補導人員は、前年と比較して増加しており、小・中学生の罪種別の割合は**窃盗が50%を超えるなど、窃盗が非行の入口**となっている状況であります。また SNS 等に起因する犯罪被害に遭う少年の増加や、大麻事犯の検挙・補導人員も増加するなど、少年を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

犯罪への正しい理解や規範意識の醸成を図り、犯罪に巻き込まれないための対応などを身につけてもらえるよう、大阪府警、府子ども青少年課及び府教育庁の三者において、小学校高学年に対する「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施について取り決めていきます。

2 施策名

小学校高学年に対する非行防止・犯罪被害防止教室

3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間

4 実施方法等

(1) 5年生対象

ア 実施者

少年サポートセンター

イ 実施内容

合同授業形式又は学級単位で、ペープサートとパワーポイントを用いて、規範意識の醸成やルールを守ることの大切さ等について学び、万引き等の「非行」についての理解を深めます。また、声掛け被害や SNS の危険性等を題材に犯罪被害に遭わないための対応方法や、いじめ、喫煙・薬物、夜間外出等についても各校の要望に応じてテーマに取り入れて実施します。

ウ 申込み方法

- ・ 学校所在地を担当する少年サポートセンター（「小学校5年生に対する非行防止・犯罪被害防止教室の実施に関する連絡先」参照）に電話連絡の上、日程調整を行って下さい。
- ・ 日程調整後、「大阪府行政オンラインシステム」により申込みしてください。
- ・ 実施日までに具体的な内容の打合せを実施して下さい。

エ 受付期間等

- ・ **令和5年3月1日（水）から5月31日（水）**
- ・ 集中受付期間は、受付開始から3月31日（金）までとしますが、その後も随時受付を行います。
- ・ 電話による**受付時間は、平日の9：30から16：00まで**です。
（各センターの電話回線は一つしかありませんので、特に集中受付期間は電話回線の混線が予想されることをご理解ください。）

(2) 6年生対象

ア 実施者

管轄警察署少年係

イ 実施方法

学年単位で、学校や地区の事情に応じた指導内容を取り入れた教室を実施します。

ウ 申し込み方法

学校の所在地を管轄する警察署の生活安全課（少年係）に連絡の上、日程調整を行い、日程調整後、「大阪府行政オンラインシステム」により申込みしてください。